

# 安心・安全な暮らしに関する特別委員会 議事次第

令和6年10月1日(火)  
午後1時30分～  
於：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 所管事項の調査

「食の安心・安全の確保について」

参考人：公益財団法人日本食品衛生協会

理事 道野 英司 氏

## 3 閉会中の継続審査及び調査

## 4 今後の委員会運営

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 出席要求理事者名簿  
(令和6年9月府議会定例会)

【危機管理部】	
危機管理総務課長	森 田 倫 明

【文化生活部】	
生活衛生課長	小 林 哲

【健康福祉部】	
健康対策課長	古 川 浩 気

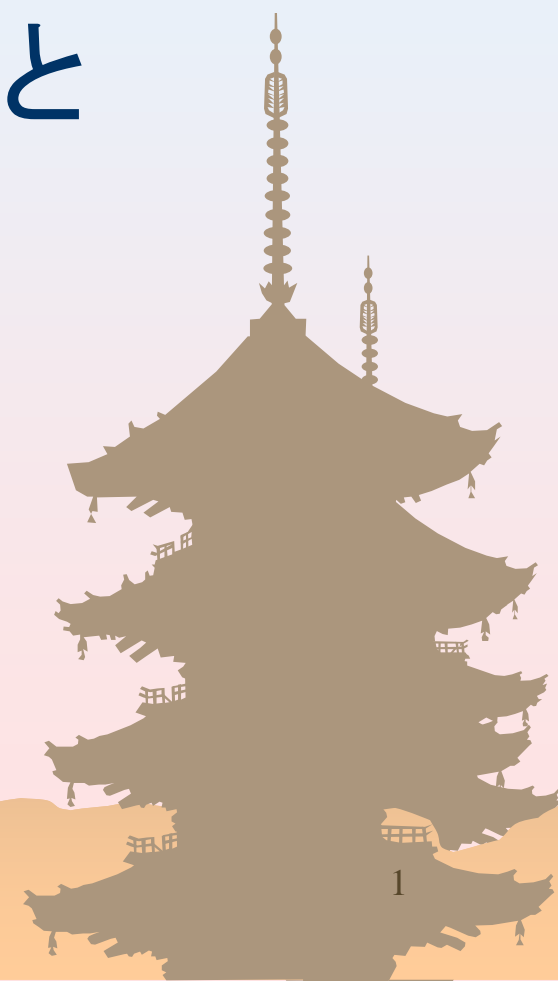
【農林水産部】	
農政課参事	八 谷 純 一

( 計 4 名 )

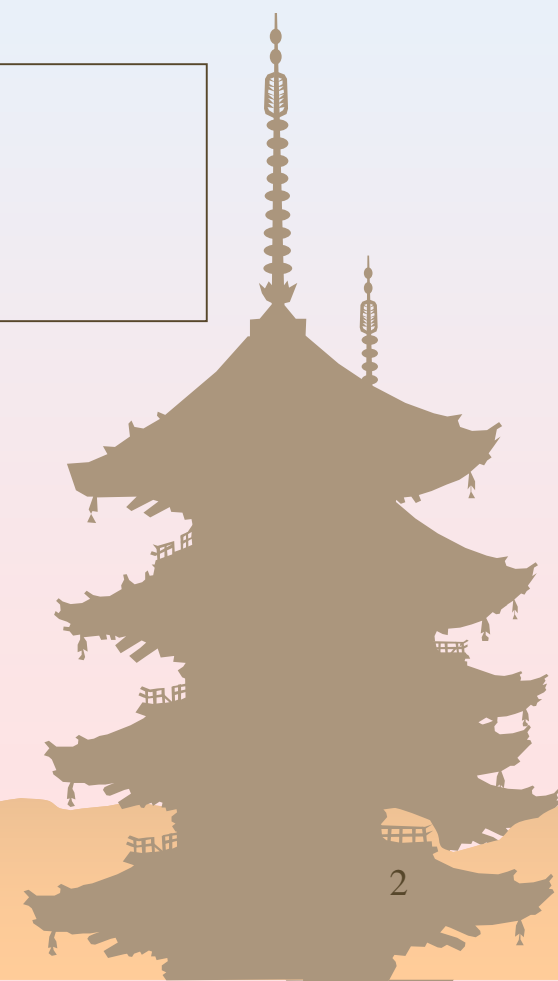
令和6年9月定例会 安心・安全な暮らしに関する特別委員会

# HACCPの制度化と 普及について

令和6年10月1日



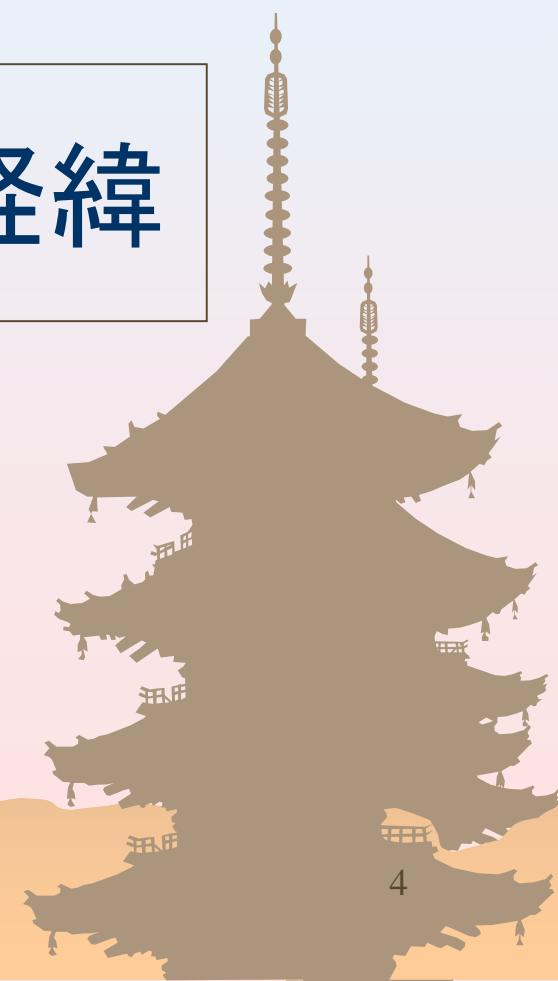
# HACCPとは



# Hazard Analysis and Critical Control Point の略

- ❁ 事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握 (Hazard Analysis) した上で、原材料入荷から製品出荷までの全工程で特に重要な工程 (Critical Control Point) を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法

# HACCP制度化の経緯



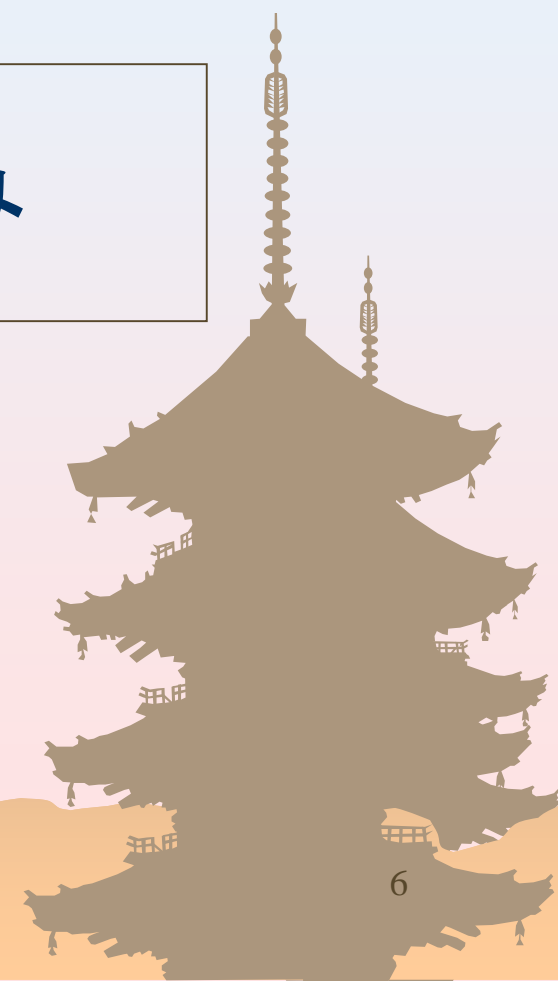
## (国の動き)

- ❁ H26.5『食品等事業者が実施すべき管理運営基準に係る指針』改正
- ❁ H30.6 食品衛生法改正、HACCPを制度化  
(2年以内の施行)
- ❁ R2.6.1 HACCP制度開始(1年間の猶予期間)
- ❁ R3.6.1 改正法完全施行(完全義務化)

## (京都府の動き)

- ❁ H27.4.1『食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例』を改正(HACCP方式による衛生管理を努力義務化)

# 京都府の取組み

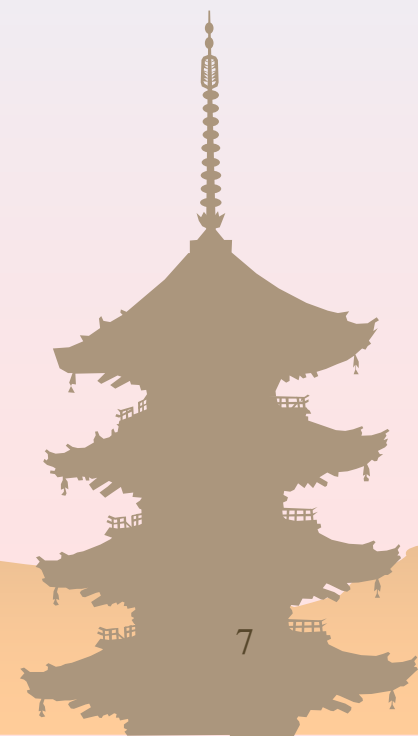




(1) セミナーの開催

(2) 巡回指導時における普及啓発

(3) 保健所による個別相談会の実施



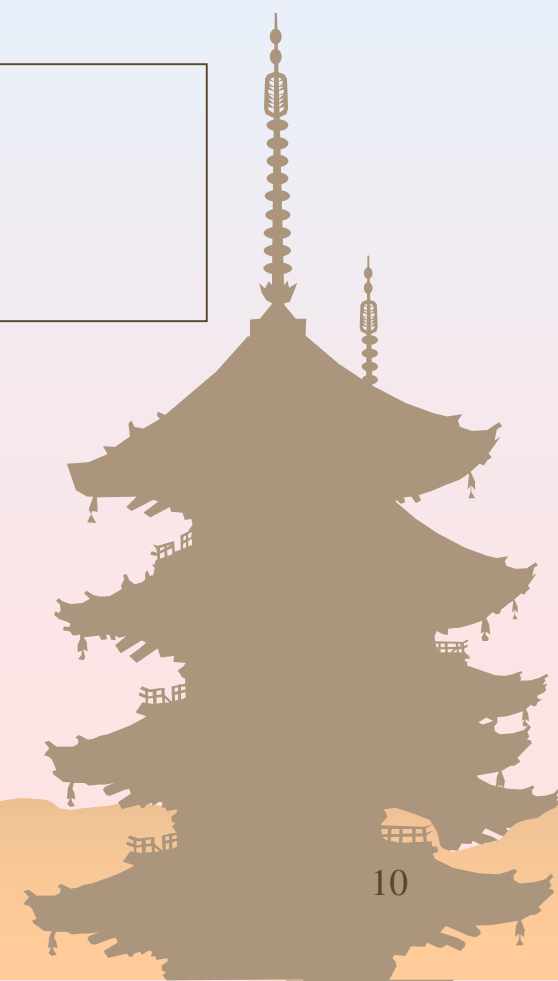


## (5) 大規模事業者向けHACCP導入支援

- 府内大規模食鳥処理施設(2施設)
- と畜場(2施設)

## (6) 京都府食品衛生協会と連携した普及啓発

# 今後の取組み



❁ 引き続き関係団体と緊密な連携

❁ 講習会の開催

❁ 保健所や食品衛生推進員による巡回指導

食品表示について

# 食品表示に係る法令

## ○法の体系

- 食品表示法(平成25年法律第70号)で規定
- 詳細な表示内容は法に基づく食品表示基準に規定
- H25に食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して 食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設

## ○法の目的（法第1条抜粋）

食品を摂取する際の安全性の確保

消費者の自主的かつ合理的な 食品選択の機会の確保

→一般消費者の利益の増進

国民の健康の保護及び増進

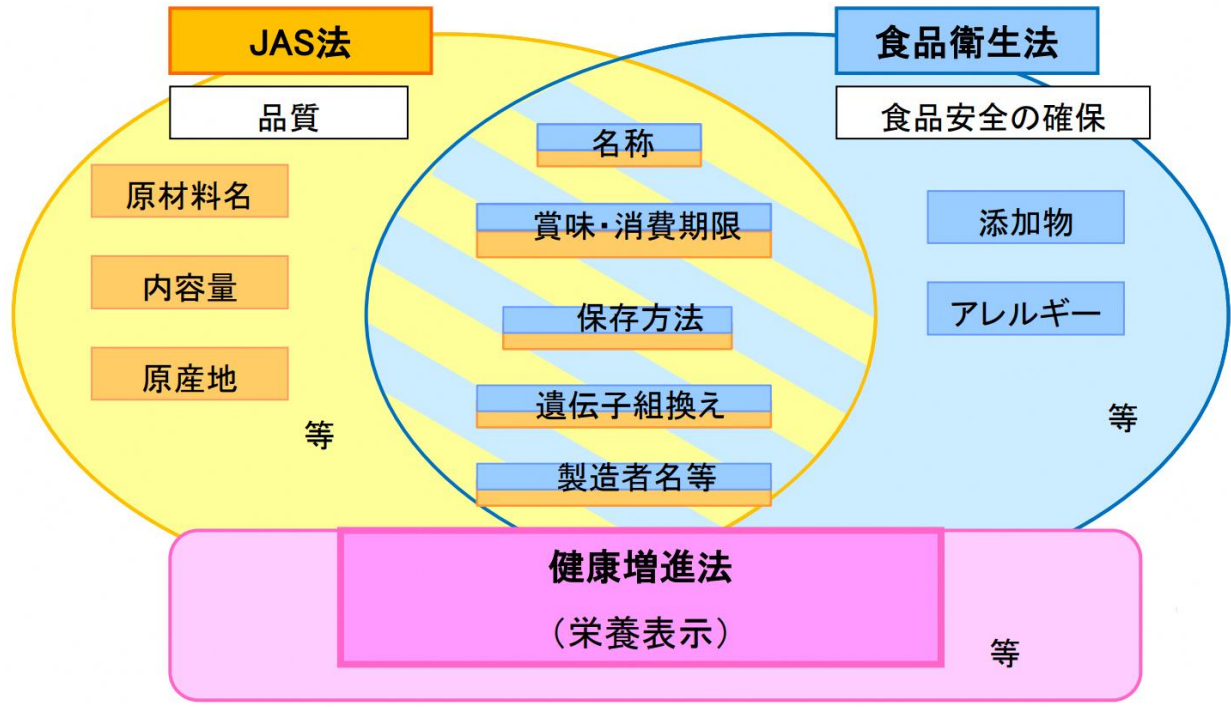
食品の生産及び流通の円滑化

消費者の需要に即した食品の生産の振興

# 食品表示法

## 【旧各法に基づく表示の事項】

- 食品衛生法・・・衛生上の危害発生防止 (衛生事項：生活衛生課)
- JAS法・・・品質に関する適正な表示 (品質事項：農政課)
- 健康増進法・・・国民の健康の増進 (保健事項：健康対策課)



食品表示法第4条に  
基づく食品表示基準に記載すべき内容が規定



# 実際の食品表示

名称	スナック菓子		
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム		
内容量	81g	賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。		
販売者	[Redacted] 39		

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)			
エネルギー	483 kcal	炭水化物	37.6 g
たんぱく質	3.8 g	ナトリウム	330 mg
脂質	35.3 g	食塩相当量	0.8 g



## ○食品表示基準

### 第一章 総則 (第1-2条)

### 第二章 加工食品

#### 第一節 食品関連事業者に係る基準

##### 第一款 一般用加工食品 (3-9条)

##### 第二款 業務用加工食品 (10-14条)

#### 第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (15-17条)

### 第三章 生鮮食品

#### 第一節 食品関連事業者に係る基準

##### 第一款 一般用生鮮食品 (18-23条)

##### 第二款 業務用生鮮食品 (24-28条)

#### 第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (29-31条)

### 第四章 添加物

#### 第一節 食品関連事業者に係る基準 (32-36条)

#### 第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (37-39条)

+別表が27

- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

# 京都府の取組

法の理解促進に取り組む事業者の支援、食品の監視・指導を実施

## ●セミナー等の開催

食品関連事業者向け表示制度の周知及び啓発

R6. 1.30	「食品表示基準 最近の概要」	26名参加
R5.11.30	「加工食品の一括表示」	105名参加
R5. 2. 6	「食品表示法の新たな制度」	30名参加
R4.11.28	「加工食品の表示（総論）」等	114名参加

## ●食品表示パトロール

年間200店舗以上を巡回し、不適正な場合は指摘

R5 200店舗 8,374品目、 R4 203店舗 6,367品目

## ●食品収去検査

府内で生産・製造、流通する食品の検査を実施（年750検体）

（うち食品表示に関わる検査：食品添加物、アレルギー、組換え遺伝子）

R5 118検体 、 R4 112検体

## ●科学的検査

府内の小売店等流通食品を購入し、表示されている産地等の真正性を調査

R5 4品目	袋詰め精米、鶏肉、里芋、生姜	各10検体
R4 4品目	袋詰め精米、豚肉、人参、ごぼう	各10検体

(案)

令和6年 月 日

京都府議会議長 石 田 宗 久 殿

安心・安全な暮らしに関する特別委員長 磯 野 勝

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため